

「火薬類取締法」

に基づく事務を **開始しました**

平成 29 年
4 月から

名古屋市では、地方分権改革による事務の移譲にともない、「火薬類取締法」に基づく事務を行うことになりました。

平成 29 年 4 月 1 日以降、名古屋市域での同法令に基づく申請・届出や相談の窓口が、愛知県から 名古屋市に変わります。

名古屋市域における事務の窓口は次のとおりです。

(平成 29 年 4 月 1 日以降)

●名古屋市消防局が窓口

火薬類の **製造、販売、貯蔵、消費、譲渡・譲受等** の
許可、届出、報告、立入検査等 に関する事務



ジィジョ
(名古屋市消防局キャラクター)

※ **ご注意ください！！**

名古屋市での申請手数料は原則として現金での納付になります。愛知県証紙は使用できません。



ケッシィ
(名古屋市消防局キャラクター)

●(引き続き)愛知県が窓口

火薬類取扱保安責任者免状等 に関する事務

《お問い合わせ先》

名古屋市消防局 予防部規制課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎1階)

TEL 052-972-3553 (保安係)

FAX 052-972-4196

8時45分～17時30分 ※土日祝日除く

名古屋市消防局